

サンアップル 【スポーツ用車いす・チェアスキー・バ이스キー・アウトリガー】 貸出規定

1. 貸出趣旨

障がい者スポーツの普及と振興のために、スポーツ用車いす・チェアスキー・バ이스キー・立位用アウトリガーの貸出しを行う。

2. 利用対象者

障がい者への使用を目的とした、以下の団体および個人へ貸出しを行う。

団体：①障がい者関連施設および団体

②教育関係機関

③その他、サンアップルおよびサンスポーツが許可する団体

個人：①障がい者および介助者

②その他、サンアップルおよびサンスポーツが許可する個人

なお、団体・個人ともに車いすスポーツ、障がい者スキーの普及・振興に関わる活動への貸出に限る。

3. 貸出用具および貸出可能台数（注：貸出中でない場合）

スポーツ用車いす 3台程（バスケット用【成人】、テニス用【成人】）

バ이스キー 2台（アウトリガー、補助スキー、テダーライン【サポート用ロープ】を含む）

チェアスキー 2台（アウトリガー、スキー板1本【GS用】を含む）

立位用アウトリガー 2セット

4. 貸出料金

無料

（ただし、用具が貸出時の状態で返却されないときは、修繕等にかかる費用を借用者に請求する。）

5. 【貸出】及び【返却】場所

○【貸出場所】…サンアップル

○【返却場所】…サンアップル

※注意…上記を基本としますが、貸出状況により、貸出・返却場所を指定させていただくことがあります。ご理解ください。宅急便等の発送対応は行っておりません。

☆借用についての相談は、「サンアップル」までお問い合わせください。

貸出の可否、場所、日時等を相談させていただきます。

6. 申請方法

所定の貸出申請用紙に、必要事項を記入のうえ、サンアップルへ以下の方法で申し込む。

①直接提出

②郵送

③FAX

④E-MAIL

※ただし、②、③による申請の場合は、提出先のセンターへ確認の電話をすること。

④による申請の場合は、確認次第返信にてご連絡する。

7. 申請から貸出・返却の流れ

申請時

①希望日に貸出が可能かどうかをサンアップルへ確認。

同時に、貸出し場所、受渡し・返却日程等を相談。

②貸出申請用紙（以下申請用紙）に必要事項を記載し、**事前にサンアップルへ提出。**

貸出時

①センター職員が申請用紙の記載内容を確認する。申請用紙をコピーし、原本を各センター保存、コピーを貸出確認者のサインし借用者に渡す。

②貸出時の備品状態を使用者と同席で確認し、貸し出す。

返却時

①返却時に借用者はセンター職員とともに破損、不具合箇所等の確認。

破損時・不具合時は、その対応を確認。

②申請用紙の返却確認者のサインをし、申請用紙をセンター保管。

8. 貸出期間

原則 5 日間以内とする。

(※用具の種類、台数に関係なく上記期間とする)

9. 用具の破損および紛失等

貸出用具は、貸出時の状態保持した返却を原則とする。

搬出時、返却時に借用者とセンター職員で貸出し用具の状態確認をする。

用具の破損・紛失等により、貸出時の状態で返却できない場合、借用者は、返却時にその旨を職員に報告すること。

通常の使用で考えられる以上の摩耗、破損・紛失等があった場合は、センターとの協議により、原則借用者が修復等の状態回復にかかる費用を弁償する。

10. 禁止事項

- ①用具の目的に沿わない使用
- ②転貸
- ③改造
- ④紛失
- ⑤センターへの確認の無い修復
- ⑥申請・使用に際する嘘、虚偽の報告
- ⑦その他、サンアップルが禁止する行為

※禁止事項が確認された場合は、以後の個人および関連する団体への貸出を禁止することがある。

11. 免責事項

- ・本事業は、用具の貸出のみを行うものであり、本用具の使用に関する責任は借用者が負うものとする。
- ・本用具は、貸出時の状態で返却するものとする。貸出時の状態で返却されない場合、用具の状態復帰にかかる費用は、借用者が負担するものとする。
- ・借用申請書への代表者サイン・サンアップルへの提出をもって、「本規定」の内容に同意したものとす。

12. その他

- ・本規約は、諸般の事情により、変更される場合がある。
- ・貸出期間、回数、上記規定を超えた貸出については、サンアップルが認める場合はこの限りではない。また、本規定に記載のない範囲の貸出については、サンアップルの判断によるものとする。
- ・申込みが多い場合は、先着順とする。

<用具を使用するみなさまへ>

- ・用具の特性、操作方法をよく理解したうえでご使用ください。
- ・決して無理をしたり、過信したりすることのないよう気をつけて使用してください。はじめて使用する方、初心者の方は指導者のサポートを受けてご使用ください。
- ・他者への安全への配慮も欠かさないでください。用具は金属部が多く、少しの接触でも接触された側が大きな怪我・損傷を受けることがあります。
- ・用具が身体に合わない場合は使用できません。はじめて使用する方は、用具が身体に合うかどうかを事前に確認することをお勧めします。(体験等であれば可能なこともあります。)
- ・不明な点は、下記連絡先までご相談ください。

平成20年 2月 1日 施行
令和 3年 1月 5日 改訂

連絡先：長野県障がい者福祉センター 「サンアップル」

〒381-0008 長野市下駒沢 5 8 6 長野県障がい者福祉センター
TEL : 026-295-3442 (スポーツ課)
FAX : 026-295-3511 (代表)
E-mail sunsport@mx2.avis.ne.jp (スポーツ課)